平成２７年（フ）第３８５号
岐阜市久保見町84番地２
破産者　細田　悦雄
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３３号
静岡県磐田市五十子124番地
破産者　松島　貞雄
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１６号
静岡県菊川市高橋3695番地の37
破産者　瀬尾三十美
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第３６９号
札幌市西区琴似１条７丁目２番19号　ノースクリエイト琴似参番館203号
破産者　佐々木　剛
1　破産債権の届出期間　平成28年10月17日まで
2　一般調査期日　平成28年10月25日午前10時
平成28年９月27日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５７号
三重県四日市市西日野町2726番地18
破産者　堀木　幸希
1　破産債権の届出期間　平成28年11月９日まで
2　一般調査期日　平成28年12月９日午前10時
平成28年９月28日
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第２４１３号
大阪市東住吉区針中野１丁目16番19号
破産者　百田　史郎
1　破産債権の届出期間　平成28年11月21日まで
2　一般調査期日　平成28年12月19日午後２時30分
平成28年９月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３２１号
大阪府門真市月出町18番15―101号、前住所
大阪市旭区大宮４丁目11番17―806号
破産者　宮内　將任
1　破産債権の届出期間　平成28年12月12日まで
2　一般調査期日　平成29年１月23日午後２時30分
平成28年９月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６８０号
大阪市此花区西九条３丁目12番６号　スカイライト西九条　４Ａ
破産者　椎葉　和幸
1　破産債権の届出期間　平成28年12月19日まで
2　一般調査期日　平成29年１月16日午後２時
平成28年９月27日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２８年（ヒ）第３０号
札幌市東区北25条東18丁目８番１号
清算株式会社　株式会社グリーンパートナー
代表清算人　高田　清俊
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（ヒ）第２０６５号
東京都渋谷区神山町28番９号
清算株式会社　株式会社松本商事
代表清算人　松本　朋美
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第２０５３号
東京都千代田区麹町２丁目３番地麹町プレイス８階
清算株式会社　株式会社ライズ
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２８年（再）第８号
大阪市北区天神橋３丁目８番19号天三北木村ビル２階
再生債務者　医療法人善友会
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市中央区北浜３丁目７番12号京阪御堂筋ビル８階　共栄法律事務所　弁護士　増市　徹
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法第49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
コ　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからコまでに掲げる行為
平成28年９月26日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２８年（再）第１号
北海道石狩市樽川３条２丁目70番地
再生債務者　大地ミート株式会社
代表者代表取締役　佐藤　敬晴
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後４時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年10月18日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成28年11月22日から平成28年12月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第９５号
さいたま市桜区田島10丁目１番17―604号
再生債務者　鬼形　将仁
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年10月18日まで
4　一般異議申述期間　平成28年11月１日から平成28年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第１３３号
埼玉県川口市東川口４丁目４番29―307号
再生債務者　江口　一郎
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年10月18日まで
4　一般異議申述期間　平成28年11月１日から平成28年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部